

公益社団法人 小田原青色申告会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人小田原青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、神奈川県小田原市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、事業経営の健全な発展と地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進に資する事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (3) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための事業
- (4) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催に関する事業
- (5) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (6) 記帳指導及び記帳業務の支援に関する事業
- (7) 事業経営の発展及び生活の向上に資する事業
- (8) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うために必要な各種資料の刊行
配布
- (9) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- (10) 会員相互の親睦及び福利厚生事業
- (11) 会館賃貸事業

- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 事業所得、不動産所得等を有する者で、本会の目的に賛同し、入会した個人
(2) 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める申込手続きにより申込みをし、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規程に基づき、入会金及び会費を支払う義務を負う。
2 前項の入会金及び会費についてはその5分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める所定の退会手続きをすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、社員総会の決議において、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条第 1 項の支払義務を 24 箇月以上履行しなかったとき
- (2) 総代議員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第 4 章 社 員

(社 員)

第 13 条 本会の社員は、正会員の中から概ね 100 名に 1 名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 5 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、事業年度終了後 3 箇月以内に開催される通常総会の 1 箇月前までに実施し、当該選挙後に開催される通常総会終結の時に就任するものとし、その任期は 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。なお、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第

284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)。

- 6 辞任等により代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなった時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項の権利(書面による議決権の行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 本会の社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時総会は次項の場合に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する代議員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき
- 4 第1項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、社員総会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合には、他の理事の中から選任する。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

2 社員総会に出席できない代議員は、その社員総会に出席した他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の場合における前条及び次条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決 議)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会に出席した理事の中から社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に署名押印するものとする。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上45名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は専務理事1名を置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 副会長及び専務理事は、会長の意見を参考に理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 監事には、本会の使用人が含まれてはならない。
 - 7 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を執行し、事務局を統括する。また、会長及び副会長が欠けたとき、又は会長及び副会長に事故あるときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、監事は、直接理事会を招集することができる。
 - 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
 - 7 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
 - 8 監事は、前各項に定められた事項の他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任 期)

- 第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事及び監事は、第 24 条第 1 項に定める員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には報酬等を支

給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程によるものとする。

(名誉役員)

第31条 本会に、任意の機関として、顧問（以下「名誉役員」という。）を若干名置くことができる。

- 2 名誉役員の選任は、会長の推薦により理事会が決議し、会長が委嘱する。
- 3 名誉役員の解任は、会長の意見を参考に理事会が決議する。
- 4 名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 名誉役員は、会長又は理事会の諮問に答え、会長又は理事会に対し意見を述べることができる。
- 6 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。
- 7 名誉役員の委嘱等に関する基準は、社員総会の決議により別に定める。

第7章 会 議

(理事会)

第32条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権 限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。) の整備

(招 集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序による副会長が招集する。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序による副会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面によって議事録を作成する。

2 出席した会長（会長の出席がなかった場合には出席した理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとする。

（理事会運営規則）

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

（正副会長会議）

第 42 条 本会に正副会長会議を置く。

- 2 正副会長会議は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 事務局長及びその他の者で会長が認めた者は、正副会長会議に出席し、求めに応じ意見を述べることができる。
- 4 正副会長会議は、会長が招集する。
- 5 正副会長会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 正副会長会議の決議は、当該会議の出席者の過半数をもって決する。

（任 務）

第 43 条 正副会長会議は、次の職務を行う。

- (1) 理事会に付議する重要な事項を協議すること
- (2) 理事会から会長が委任された業務執行の決定にあたり、会長からの諮問に對し答申すること
- (3) 会長が業務を執行する際に、その執行に関する重要事項を協議すること

第 8 章 財産及び会計

（事業年度）

第 44 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（財産の構成）

第 45 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 事業収入に伴う収入
 - ウ 財産から生じる収入
 - エ 寄付金品
 - オ その他収入

(会計原則等)

第 46 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 本会は、前項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を公告するものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、第 52 条の規定を除き、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第 50 条 本会は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員

の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第51条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 委員会等

(委員会)

第54条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会長の意見を参考に理事会が選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支 部)

第55条 本会の事業を推進するために必要あるときは、必要な地域に支部を置くことができる。

- 2 支部長は、各支部の推薦を参考に会長が選任及び解任する。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める支部運営規則による。

(部 会)

第 56 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会長は、各部会の推薦を参考に会長が選任及び解任する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める部会運営規則による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 57 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員の任免は会長が行う。ただし、事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 59 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 60 条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(委 任)

第61条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本会の最初の会長は次のとおりとする。

澤村 恭正

- 5 本会の最初の副会長及び専務理事は次のとおりとする。

副会長 石井 明

副会長 志村 宗男

副会長 重田 肇

副会長 大矢 敏之

専務理事 加藤 一男

- 6 本会の最初の代議員は、第13条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。